

広域行政 ニュースレター

第2号 2001.07

発行 福島県総務部市町村課 地方分権・広域行政推進担当
〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16
URL <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>
E-mail municipal@pref.fukushima.jp
電話 (024)521-7058 Fax (024)521-7904



【第2号発行にあたって】

創刊号では今年3月に策定した福島県広域行政推進指針の概要、今年度の県事業などをご紹介しましたが、これからは「ぐっ」とテーマをしぼり、普段なかなか目にする機会のない法制度について連載していく予定です。今回は、市制要件、県内6方部で開催された広域行政推進シンポジウム、合併協議会設置についての住民発議制度など、盛りだくさんの内容です。



「市町村合併と市制要件」

市町村合併の類型と行政サービス

市町村合併をする場合、合併後の行政サービスなど、その目指す方向性によっていくつかの類型に分けることができます。

(1) 特例市志向型(人口20万人以上)

都市計画などの土地利用に関する一定の権限が委譲され、これまで以上に地域の実情に応じたまちづくりができます。

事務配分の特例...中核市権限の2割。

中核市志向型

(人口30万人以上、面積100km²以上)

保健・福祉・都市計画などに関する権限が大幅に移譲されます。特に保健所設置市になることで、総合的な保健・福祉行政の実施や、廃棄物対策などの環境保全行政の充実が期待できます。事務配分の特例...政令指定都市権限の7割。

(参考)政令指定都市(人口50万人以上)

地方自治法上の人口要件は50万人以上ですが、事実上「80万人以上で将来的に100万人が見込まれる」となっています。そのほか、都市規模や行政能力などが既存の政令都市と比較して遜色のないことなどが必要で、特例市や中核市と比べて、都道府県に匹敵する多くの権限を持ちます。現在、政令指定都市は全国に12市あります(指定日順:大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市)。事務配分の特例...都道府県権限の8~9割。

(2)都市機能強化型(全てに共通)

市とその周辺の町村が一つの生活圏を形成している場合、中核となる都市の都市的機能の充実や周辺地域の豊かな自然を活用したまちづくりなど、総合的な地域振興施策の展開などが考えられます。

(3)市制施行型

福祉事務所の設置により、福祉行政を総合的に展開できます。また、市となることにより、地域づくりの新たな展開の可能性が生まれます。

(4)行財政基盤強化型(全てに共通)

管理部門のコスト縮減や効率的な施設の配置・利用ができ、行財政の効率化が図られます。そのほか、職員の事務分担を見直し、各職員が専門的に業務を担当することで、行政サービスをより向上させることができます。

市となる要件

ここでは、特に「(3)市制施行型」に着目し、市となる要件について具体的に解説します。

市になるには、原則として

人口が5万人以上

中心市街地の戸数(連たん率)が全戸数の6割以上

第2次・第3次産業に従事する者とその同一世帯員が全人口の6割以上

県の条例で定める都市的要件を満たしていること

の4つの要件を満たしていることが必要です。



ただし、次の期間までに市町村が合併すれば、要件の一部は緩和されます。

16.3.31まで... が3万人以上であれば、～は不要。

17.3.31まで... ～を満たしていれば、は4万人以上。

17.3.31まで...市を含む新設合併の場合は、～は不要。

広域行政推進シンポジウム

創刊号で紹介しましたように、県では今年3月に具体的な広域行政の検討を行う材料として「広域行政推進指針」を策定しました。これを基に、地域の将来を見据えつつ、市町村や地域住民の方々が、今後の市町村の広域的な連携のあり方について共に考える機会としていただくため、各地方振興局（いわきを除く。）ごとに開催しました。

このシンポジウムでは、まず、県より基調報告として「福島県広域行政推進指針について」と題し、広域行政の必要性や広域行政に対する県としての取り組み方針の説明を行った後、パネリストによるディスカッションが行われました。各方面でご活躍されているパネリストの方々からは、日ごろの活動を通じて感じたことなどをふまえ、それぞれの立場から広域行政のあり方について討論が行われました。

どの会場も200名を超える方々にお越しいただき、フロアからの質疑応答の時間には、積極的にご意見やご質問を多数いただき、改めて広域行政への関心の高さを感じることができました。

第1回 県北地域

平成13年6月15日(金) 福島市「福島テルサ」

第2回 会津地域

平成13年6月18日(月) 会津若松市
「サンパレス会津」

第3回 県中地域

平成13年6月29日(金) 郡山市「ホテルハマツ」

第4回 南会津地域

平成13年6月29日(金) 田島町「丸山館」

第5回 県南地域

平成13年7月5日(木) 白河市
「ウェディングプラザ鹿島」

第6回 相双地域

平成13年7月16日(月) 原町市
「ロイヤルホテル丸屋」

各シンポジウムの模様は、広域行政ホームページ（<http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>）で掲載していますので、是非アクセスしてください。



写真1
当日は多くの方にお越しいただきました
(県北地域)



写真2
県市町村課長による基調報告
(会津地域)



写真3
ご発言いただいたパネリストの方々
(県南地域)



写真4
積極的にご意見・ご質問をいただき
ました(県北地域)

連載「今月の合併特例法」

合併協議会

このコーナーでは、普段はなかなか目にする機会のない「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」について、毎号テーマを絞ってできるだけわかりやすく解説していきたいと思います。

第1回目の今回は、「合併協議会の設置（第3条）」です。

合併協議会とは

合併協議会とは、合併を行うこと自体の可否も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織のことをいいます。この協議会は、地方自治法第252条の2（協議会の設置）の規定に基づいて設置されるもので、「合併後の市町村の基本的な事項の作成（市町村建設計画）」及び「その他市町村の合併に関する協議」が任務とされており、設置にあたっては関係市町村の協議により規約を定めなければならない、この協議には関係市町村の議会の議決が必要です。

ここでいう「その他市町村の合併に関する協議」とは、そもそも合併を行うべきか否かの協議や、合併するとすればその形式（新設合併か編入合併か）はどうか、庁舎の位置や職員の取り扱いはどうするかなど、合併に伴って相互に協議することがふさわしいと考えられる事項を協議することをいいます。合併後の市町村経営や住民の福祉に影響を及ぼす事項については、あらかじめ合併協議会で協議し、決定しておくことが望ましいものと思われます。

いずれにしても、合併協議会の設置イコール合併を行うことではなく、合併協議会において合併の是非を議論することは、地域の住民にとっても、自分の住む地域の将来をどうしていくべきかを考えるきっかけとしても大切であると考えられます。

なお、市町村合併の手続きを行う際に合併協議会の設置は義務づけられていませんが、地域の将来の展望となる市町村建設計画の作成や、そのほかの合併に関するあらゆる協議を行う場であることを考えると、合併関係市町村が事前に話し合いを行う場としての合併協議会を設けることは非常に重要です。



合併協議会の構成員は

合併協議会は地方自治法上の協議会であることから、地方自治法第252条の3（協議会の組織）の規定が適用されるので、原則どおりだと、関係市町村長や職員しか就任できません。

しかし、合併協議会は、地域の将来に重大な影響を及ぼす合併について協議する場であることから、「関係市町村の議会の議員又は長その他の職員」を加えなければなりません。

また、市町村建設計画の作成等においては、関係市町村の職員や議会の議員以外にも広く意見を求めることが適当と考えられるため、合併協議会の委員には「学識経験を有する者」も委員として加えることができます。

任意の合併協議会とは

前述した合併協議会は、法律に基づいて設置されるため「法定の合併協議会」と呼ばれています。

しかし、これまでの事例を見てみると、「法定の合併協議会」を設置する前に、関係市町村の合意

の下に、法律に基づかずに「任意に」市町村合併のための協議組織を設置する場合があります。この協議組織は、「法定の合併協議会」に対して「任意の合併協議会」と呼ばれています。

ここでは、構成員や協議する内容・範囲に法律上の定めは特段ありませんので、市町村合併の基本的な調査や話し合いを中心に、継続的・具体的に研究することになります。



広域行政に関する最近の動き (13.7月末現在)

国等の動き

- 13.5.30 市町村合併支援本部第2回開催（政府）
- 13.6.14 地方税財源の充実確保やさらなる事務事業の移譲など、地方分権の推進を求めた最終報告をまとめ、小泉純一郎首相に提出（地方分権推進委員会）。
- 13.6.16 全国の合併パターンに沿って1/3～1/5に市町村が統合された場合、年間で総額約4～5兆円削減できると試算（総務省）。
- 13.6.21 「経済財政運営の基本方針（骨太の方針）」まとまる（経済財政諮問会議）。
- 13.6.28 市町村合併を促進するための連携施策「市町村合併支援プラン」の原案をまとめる（国土交通省など6省）。

県の動き

13.6.15～13.7.16 各地方振興局主催により広域行政推進シンポジウムを開催。

全国の動き

- 13.7.29 ^{あげあ}上尾市（埼玉県）：さいたま市（13.5.1新設）との合併の是非を問う、合併に関する条例に基づく全国初の住民投票が行われ、反対票が過半数を占める（投票率64.48%）。



広域行政 Q & A 「全国の市町村数を1,000にするってホント？」



みきさん

今年4月から配属になった新人。戸惑いながらも4カ月が過ぎようとしているが、どうも要領が悪く、出張に行くと必ず大事なことを何か1つ忘れるというおっちょこちょいぶりを発揮している。

ちーさん

みきさんと同じく、4月からこの仕事を担当。みきさんと正反対で、要領よくてきぱきと仕事をこなすが、分単位での綿密なスケジュールにより仕事をしているため、同僚といえども会話には事前のアポが必須。



（あっ、約束の3時になった）ちーさん、お忙しいところすみませんが、昨日お聞きしたいとお願いしていた件だったんですが…。



（パラパラ）ああ、「経済財政諮問会議」の件だったね。で、どういうことかな。



えっと、そのなんとか会議って何なんですか？




あのね、そのくらいは自分で調べてきてね。


「経済財政諮問会議」というのは、今年1月の省庁再編に合わせて、「政治主導の経済財政政策を打ち出すために、内閣府に新設された経済運営や予算編成の基本方針を決める協議機関」のことだよ。議長である首相が運営の決定権を持ち、リーダーシップをとって内閣の政策を決定できるようにするねらいがあるんだ。聞きたいのは、この会議が6月にまとめた「骨太の方針」のこと？





さすが、ちーさん！そのとおりです。その方針を練っている最中に、「3,200ある市町


村*1を1,000程度を目標に合併再編する」って、よく新聞をにぎわせていたんですけど、それってどういうことなんですか？


 いや、それに関する発言は今回が初めてじゃないんだ。もとをたどっていくと、平成11年の経済戦略会議、それに昨年の衆院選では自民党が公約していたし、与党行財政改革推進議会が市町村数1,000程度を目標にすると掲げたのを受けて、年末に閣議決定された行政改革大綱の中でその方針をふまえると明言しているんだ。だから、突然出てきたものじゃないんだよ。


 はあ、そうなんですか。でも、1,000っていっても、その算出根拠はどこにも示されてないですよ。それって、どこから出てきたんでしょうか。


 人口の統計*2を見てみると、全国の市町村の約7割(2,243団体)が2万人未満で、約3割(987団体)が2万人以上なんだ。これから単純に考えてみると、人口が2万人以上の団体とそれ以下の団体の組み合わせで合併したと仮定した場合、全国の市町村数の大部分が人口2万人以上の状況になると想定しているとも考えることもできるね。


 ふ～ん、なるほど。ということは、市町村の数を1,000程度にするっていうのは、「市町村の規模は2万人以上である」というのを目標としているんだと言ってしまってもいいのね。


 ちょっと待った。まだまだ結論じゃないよ。「2万人以上が望ましい」っていうのは、自治省(現総務省)が策定した「市町村の合併の推進についての指針*3」の中にある「合併後の人口規模に着目した市町村合併の種類」っていう部分がとても参考になるんだ。の中で、中学校や在宅介護支援センター、特別養護老人ホームといった学校教育や保健福祉のような基幹的な行政サービスを適切・効率的に提供するためには、少なくとも「人口1～2万人程度」の規模が期待されるとうたっている。つまり、それは最低限期待される人口規模であって、これらの基幹的な行政サービスを...


 「より適切・効率的に余裕を持って提供するためには、人口2万人程度以上の規模が望ましいと考えられる」っていうことね。


 どうしたの、スルドイねえ。そのとおり。で、その結果として、市町村の人口が2万人以上となるように合併すると、市町村の数が1,000程度になる計算なんだね。このことが、1,000程度にすることがよいと考えられているゆえんじゃないのかな。

 でも、単純に2万人以上って決めつけてしまっているの？

 違う違う。はじめに、「単純に考えてみると」って言ったじゃないか。人口2万人以上の市町村同士の合併や、小規模町村同士の合併っていうのは当然考えられるケースだけど、ここでは例外として考慮してないよ。

 すみませーん、そういえばそんなこと言ってましたね。

 もう一つは、昭和20年代末から30年代中ばにかけて、全国の市町村数が3分1になった「昭和の大合併」並の減少割合*4というのが、既定の考え方になっているのかもしれないね。それで、3,000の3分の1で1,000ということだね。

 なるほど。そうなんですね。さすがちーさん、説得力がありますね。今日は貴重なお時間ありがとうございました。(さーて次号は誰に聞こうかなあ)

*1 3,200ある市町村...平成13年7月末現在市町村数は3,224団体。

*2 人口の統計...平成12年3月31日現在住民基本台帳人口より。

*3 市町村の合併の推進についての指針...11.8.6自治事務次官通知。

*4 「昭和の大合併」並の減少割合...市町村数 9,868団体(S28.10) 3,472団体(S36.6)



【お知らせ】

広域行政ニュースレターでは、皆さんからのご意見・ご提案を募集しています。日ごろ、広域行政に関連して疑問に思っていること、また、本紙に関するご意見・ご感想もあわせてお待ちしております（広域行政ホームページの質問コーナー http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/kouiki_qa.html

[kouiki/kouiki_qa.html](http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/kouiki_qa.html)

でも受け付けています。)。広域行政ホームページトップページ「県の取り組み これからの取り組み（H13年度）」 「5．広域行政ニュースレター」より、創刊号からのニュースレターをPDF形式のファイルでダウンロードができますのでご利用ください。（別途 Adobe AcrobatReaderが必要になりますので、トップページのリンクよりダウンロードしてください。最新バージョンは5.0です。）

【編集後記】

広域行政推進シンポジウムも無事終わり、各会場とも多くの方にお越しいただき、心から感謝申し上げます。私自身こういう事業に携わることは初めてで、見ることも聞くことも新しいものばかり。苦労も多かったですが、毎回とても楽しく、多くの人との出会いや協力もあり、貴重な経験ができました。

さて、次号では連載記事のほか、Q & Aには新キャラ登場、新連載記事など引き続き盛りだくさんの内容を予定しています。ご期待ください。

